

令和4年度

財政援助団体等監査報告書

伊豆の国市監査委員

1. 監査実施日及び場所
 - ・実施日：令和5年1月13日（金）9時24分から12時07分まで
 - ・場 所：公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター会議室
2. 監査を実施した監査委員名 土屋 實 柴田 三敏
3. 監査の種別
財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）
4. 監査の対象
 - ・公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター
代 表 者：理事長 橋本 五十夫
市所管課：健康福祉部 福祉事務所 長寿介護課
補助金名：伊豆の国市シルバー人材センター事業費補助金
補助金額：12,000,000円（令和3年度 伊豆の国市交付額）
5. 監査の範囲と着眼点
 - ・対 象：市からの財政援助等に係る令和3年度の事務事業の執行状況に主眼を置き、令和4年度分は11月末日時点までを対象とする。
 - ・着眼点：
 - 【所管課関係】
 - (1) 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容確認
 - (2) 補助金等に関する交付条件の内容確認
 - (3) 補助金等の額の算定、交付方法、申請及び交付時期の手続等の確認
 - (4) 補助金等交付の効果と交付条件履行の確認及び所管課にこれら事項把握方法の確認
 - (5) 補助金等交付団体への補助金等の使途等に関する指導等の内容確認
 - (6) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるか等の確認
 - 【補助団体関係】
 - (1) 補助対象事業等に関する事業計画書及び事業報告書、予算書及び決算諸表等と市所管部局へ提出済の補助金等の交付申請書及び実績報告書等が符合しているかの確認
 - (2) 団体等が保管する補助金等交付申請書及び補助金等の請求、受領等の書類確認
 - (3) 補助対象事業等は、計画及び交付条件に従って実施され、効果を上げているか、また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないかの確認
 - (4) 補助対象事業に係る出納関係帳票の整備、記帳が適正に行われているか、また、領収書等の証拠書類の整備、保存が適切に行われているかの確認

(5) 補助金等に係る収支の会計経理が適正に行われているか、また、会計処理上の責任体制は確立されているかの確認

(6) 精算報告、精算に伴う処理は適正に行われているかの確認

6. 監査の方法

- ・ 予備監査：監査委員事務局職員による関係書類等の審査
- ・ 本 監 査：監査委員による説明聴取、質疑等による実査

7. 監査の結果

- ・ 監査対象団体は、市補助金交付規則及び各交付要綱に基づき、交付申請並びに実績報告手続きが適正に行われていた。
- ・ 所管課においては、提出された書類等の審査を的確に行い遅延なく補助金交付等事務処理がなされていた。
- ・ 監査対象団体の収支事務処理は、決算資料及び証拠書類により確認する限り補助金の目的に沿い、適正に執行されていた。
- ・ 本監査の意見等は、以下の監査結果報告書に記載のとおりである。

【監査結果報告書】

1. 対象団体名 公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター

2. 団体の概要等

- ① 代表者：理事長 橋本 五十夫
- ② 所在地：伊豆の国市長岡 338 番地の 3
- ③ 市費補助金交付額：12,000,000 円（令和 3 年度）
- ④ その他補助金交付額：12,000,000 円（令和 3 年度 国庫補助金）
- ⑤ 会員等の構成員数：505 人
- ⑥ 定款・会則等の有無：有り（予備監査にて確認済）
- ⑦ 出納簿の有無：有り（予備監査及び本監査にて確認済）

3. 団体の設立目的及び主な事業

① 目 的

- ・ 定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保するとともに、これらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

② 主な事業

- ・ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を

希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保するとともに組織的に提供する事業

- ・就業を希望する高齢者のための職業紹介事業又は労働派遣事業
- ・高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う事業
- ・高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- ・高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業
- ・その他、センターの目的を達成するために必要な事業

4. 補助金の交付目的及び補助対象

① 目的

定年退職後等の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、もって高年齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るため、シルバー人材センター事業を行う公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センターに対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

② 対象

シルバー人材センター事業に要する経費

- (1) 安全就業対策に関すること。
- (2) 会員の技能及び資質の向上に関すること。
- (3) 会員の加入促進及び広報活動に関すること。
- (4) 独自事業の開拓に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、シルバー人材センターの運営に関すること。

③ 補助額

上記に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額と高年齢者就業機会確保事業費等国庫補助金の補助額を比較して少ない方の額以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

5. 総事業費及び補助対象事業費（令和3年度実績）

- ① 総事業費：229,363,967円
- ② 補助対象事業費：229,363,967円
- ③ 市費補助金交付額：12,000,000円（令和3年度）
- ④ その他補助金交付額：12,000,000円（令和3年度 国庫補助金）

6. 意見等

- ① 公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター及び長寿介護課とも、事務処理は適切に行われていた。また、総勘定元帳等など帳簿について確認した結果、その管理は適切であった。

- ② 従来の請求書に加え、コンビニ収納方式の請求書を導入しており、現金の取扱件数を出来る限り削減していることを確認した。現金の取り扱いは、予想しない事故等に発展する可能性を踏まえ、継続して現金取扱件数の削減に努められたい。
- ③ 請負や派遣の契約先として公共的機関だけではなく、民間からの受注数増加に取り組むよう努められたい。
- ④ 高齢者の多様な就業機会増加に向け、高齢男性だけではなく高齢女性も、就労し生きがいを感じる就労場所の確保や、独自事業の拡大を検討されたい。
- ⑤ 消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が令和5年10月1日から開始されることを踏まえ、適格請求書発行事業者の登録や請求等、様々な様式に関する準備だけではなく、継続的な対応が出来るよう、会員や各種方面等と検討し進取されたい。